

令和5年度

東村山市
小口零細企業資金
融資制度のご案内

(国の全国統一保証制度)



東村山市公式キャラクター『ひがっしー』

東村山市役所

地域創生部 産業振興課 商工振興係

代表 042 (393) 5111



東村山市
ホームページ



目的

本融資制度は、信用保証協会と金融機関とが導入した責任共有制度の影響を緩和し、市内の商工業者、小規模企業者の安定的な資金調達を維持し、もってその育成推進及び経営の安定を図ることを目的としたものです。（国の全国統一保証制度）。

●責任共有制度とは

平成19年10月1日より、保証協会による原則100%保証であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負うことになりました。

●小口零細企業資金融資制度(国の全国統一保証制度)とは

責任共有制度による影響（貸し倒れ等のリスクから、金融機関の審査が厳しくなることが予想される）を受けないために、一定の要件（小規模企業者であり、かつ申込み金額と保証協会の保証付融資残高との合計が2,000万円以下であること）を満たせば、責任共有制度の対象から除外される制度のことです。



基本要件

本融資制度は、次の**基本要件を満たしている方が対象**となります。なお、業種および従業員数など、ご自身の事業形態が①の要件を満たすかご不明の場合は、東京信用保証協会へお問い合わせください。

- ① 中小企業信用保険法第2条第3項に定められた**小規模企業者**（※下表参照）で、信用保証協会の**保証対象業種を営む方**であること。
- ② 申込金額と保証協会の**保証付融資残高との合計が2,000万円以下**であること。

業 種	従業員数
特定事業※を行う会社及び個人	常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業については5人以下） *ただし、宿泊業・娯楽業は従業員20人以下とする。
事業協同小組合	特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者
特定事業※を行う企業組合	当該事業に従事する組合員の数が20人以下
特定事業※を行う協同組合	常時使用する従業員の数が20人以下
医業を主たる事業とする法人	常時使用する従業員の数が20人以下

※特定事業とは：中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種のこと、次に掲げる業種以外の業種のことです。

1. 農 業
2. 林 業（素材生産業および素材生産サービス業を除く）
3. 漁 業
4. 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）



運転資金・設備資金



申込要件（東村山市）

- 1) 小規模企業者（中小企業信用保険法第2条第3項に定められた小規模企業者）でありかつ、信用保証協会の保証対象業種を営む方であること。
- 2) 申込み金額と信用保証協会の保証付融資残高との合計が **2,000 万円以下** であること。
- 3) 申込時において市内に事業所(事務所・店舗及び工場等)を有し、かつ市内で1年以上同一事業を営んでいる者。
- 4) 個人事業者については、市内に3カ月以上在住している者。
- 5) 前年度の市町村民税を滞納していないこと。
- 6) 当該事業所に係る資金として必要としていること。
- 7) 事業内容が堅実で適切な事業計画を有すること。

*信用保証協会の保証付融資残高等の照会をするため、「情報提供に関する同意書」をご提出いただきます。
 *外国人の場合にあっては、上記に掲げるもののほか、東京信用保証協会の外国人に対する保証の要件を備えている必要があります。

POINT! 昨年度より、東村山市

の上記要件と、東京都「小規模企業向け融資(小口)」の右記要件を同時に満たす場合は、都と市の保証料補助を併用して利用できる場合があります。

併用をご希望の場合は、融資申込書「資金の用途」欄の「都制度小口」にチェックを入れてください。

東京都申込要件

- 1) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けていること。
- 2) 法人税、事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。
- 3) 現在かつ将来にわたり、暴力団員等に該当しないこと。暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。



融資内容

資金用途	限度額	融資期間	利率
運転資金	500万円	5年（据置6ヶ月含む）	1.675%
設備資金	700万円	7年（据置1年含む）	

- *融資利率は「令和5年4月1日から令和6年3月31日」となります。
- *この制度または、小口事業資金融資制度（一般融資）のどちらか**1事業者につき1種類1口**とします（**原則重複申請不可**）。ただし、特別融資（不況対策特別資金、令和2年度に実施した緊急対策特別資金）については、一般融資または零細融資と1種類併用可能。
- *連帯保証人については、個人の場合は信用保証協会、法人の場合は信用保証協会及び原則として当該法人の代表者個人保証としますが、必要ときは担保を求められることがあります。
- ***申請は、原則申請者本人とします。**代理人で申請の場合は委任状が必要です。（書式任意）
- *産業振興課申込後は金融機関の指示に従って下さい。



必要書類

小口零細企業資金
運転資金・設備資金

市指定様式の融資申込書および同意書※のほかに、下記の書類が必要です。

※法人代表者が複数の場合、それぞれ融資申込書・同意書を作成のうえ提出してください。

	個人事業者の場合	通数	法人の場合	通数
運 転 資 金	①直近の納税証明書（所得税その1）	1	①直近の納税証明書（法人税その1）	1
	②令和4年度の納税証明書（市民税）※	1	②直近の事業年度の納税証明書 （法人市民税）	1
	③確定申告書（写し）直近2期分 ※	各2	③決算書（写し）直近2期分	各2
	④印鑑証明書	2	④印鑑証明書（法人・代表者個人）※	各2
	⑤住民票（本人のみ記載）	1	⑤登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	2
設 備 資 金	①直近の納税証明書（所得税その1）	1	①直近の納税証明書（法人税その1）	1
	②令和4年度の納税証明書（市民税）※	1	②直近の事業年度の納税証明書 （法人市民税）	1
	③確定申告書（写し）直近2期分 ※	各2	③決算書（写し）直近2期分	各2
	④印鑑証明書	2	④印鑑証明書（法人・代表者個人）※	各2
	⑤住民票（本人のみ記載）	1	⑤登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	2
	⑥見積書	1	⑥見積書	1
	⑦資金用途について（任意様式）※	1	⑦資金用途について（任意様式）※	1

※①の所得税・法人税の納税証明書は税務署で、②の市民税の納税証明書は市役所本庁舎2階の収納課で取得できます。非課税の場合「非課税証明書」をご提出ください。市役所本庁舎2階の課税課で取得できます。

※各証明書は申込日から3ヶ月以内に交付された**原本が必要**です。

※個人事業者の**確定申告書**は、**第一表・第二表**のほか、**収支内訳書**や**青色申告決算書**もご用意ください。

※法人の場合、印鑑証明は「法人」および「代表者個人」の証明書がそれぞれ必要です。また、法人代表者が複数の場合は、代表者ごとに「法人」および「代表者個人」の印鑑証明書が必要です。

※設備資金の「⑦資金用途について」は、**車両購入に限りご提出**いただきます。様式は任意ですが、市ホームページから様式見本をダウンロードできます。

※同意書は、申請者の保証付き融資残高等について、市から保証協会へ照会することに同意を示すものです。

※申込時に偽りがあったと発覚した場合、目的外に融資資金を使用した場合は、融資資金を全額返済していただきます。

場合によっては、追加資料を提出していただくこともあります。



小口零細企業資金融資制度のメリットについて

Point1：東京都「小規模企業向け融資(小口)」の要件と、東村山市「小口零細企業資金融資制度」の要件を**同時に満たす場合は、都と市の保証料補助***を併用して利用できるようになりました！※都2分の1補助、市2分の1(上限10万円)補助

併用をご希望の場合、融資申込書「資金の種類」欄の「**都制度小口**」に**チェックを入れてお申込み**ください。また、市の保証料補助につきましては、**別途ご申請が必要**になります。(4ページ参照)

東村山市の補助金（別途ご申請が必要です。）

◆◆◆◆ 保証料補助 ◆◆◆◆

借入れ時に信用保証協会へ支払った保証料の2分の1（上限10万円）を、市が補助いたします。
※条件変更で生じた保証料についても補助できる場合があります。お問い合わせください。

◎下記4点をご持参のうえ、東村山市役所 産業振興課 商工振興係までお越しください。

- ①「信用保証料決定のお知らせ」通知書 ※信用保証協会からご本人へ交付されます。
- ② 返済予定表 ※金融機関発行のもの
- ③ 預金通帳 ※振込先口座・名義のわかるもの
- ④ 印鑑 ※個人事業主の方は個人実印、法人の方は会社実印（代表取締役印）

※申請期間は、東京信用保証協会の保証決定を受けた日の翌日から6カ月以内です。それ以降の申請は無効となりますので、ご注意ください。

※東京都「小規模企業向け融資(小口)」の保証料補助との併用について

東京都「小規模企業向け融資(小口)」の要件と、東村山市「小口零細企業資金融資制度」の要件を同時に満たす場合は、都と市の保証料補助を併用して利用できる場合があります。併用をご希望の場合、融資申込書「資金の種類」欄の「都制度小口」にチェックを入れてご申請ください。

注意) 信用保証料の補助を受けた方が、融資資金の繰上げ返済を行い、信用保証料の返戻が発生した場合、返戻された保証料額の半額（都制度小口と併用の場合は全額）を市に返還して頂く必要があります。保証協会から届く「返戻金のお知らせ」通知をあわせてお持ちください。利子補給のお手続きは、返戻金納入確認後になります。

◆◆◆◆ 利子補給 ◆◆◆◆

遅滞なく完済した際は、支払利息の2分の1を市が利子補給いたします。

◎下記3点をご持参のうえ、東村山市役所 産業振興課 商工振興係までお越しください。

- ① 返済予定表（期間中の利息額がすべて記載してあるもの）
※紛失された方は金融機関にて支払利息証明などを発行していただき、ご持参ください。
- ② 預金通帳（最終返済日が記帳されているもの／振込先口座・名義のわかるもの）
- ③ 印鑑 ※個人事業主の方は個人実印、法人の方は会社実印（代表取締役印）

★繰上完済の場合は、上記3点に加え別途下記2点をご持参ください。

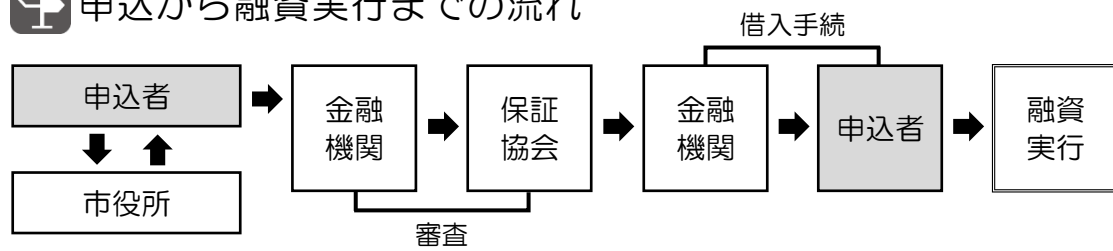
- ④ 繰上完済時に銀行が発行する「計算書」
※最終返済日と最終利息（または戻し利息）等が記載され、残高が0円になっていることがわかるもの。
- ⑤ 「返戻金のお知らせ」通知
※保証協会からご本人へ郵送で届きます。詳細は保証料補助の注記をご参照ください。

※申請期間は、融資を完済された日の翌日から6カ月以内です。それ以降の申請は無効となりますので、ご注意ください。

注意) 個人の方で融資期間中に市外へ転出した場合や、法人の方で事務所を市内に有しなくなった場合は、利子補給の支給はその日までとなりますので、ご注意ください。



申込から融資実行までの流れ



*市に申請後、下記取扱金融機関にて融資の手続きを行うため、あらかじめ下記取扱金融機関の融資窓口で、市の融資制度について事前にご相談しておく、手続きがスムーズになります。

*審査のため、申込みから融資の貸付まで1カ月～2カ月程度の期間を要します。

*金融機関及び保証協会の審査により、融資金額の減額または否決される場合もありますので、ご了承ください。



信用保証協会

協会名	住所・電話番号
東京信用保証協会 立川支店	〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階 電話:042-525-6621(代)



取扱金融機関

金融機関名	支店名	電話番号	所在地
青梅信用金庫	東村山支店	(042)394-3211	東村山市本町2-3-69
	秋津支店	(042)492-5511	清瀬市梅園3-23-23
	東京街道支店	(042)565-2131	東大和市清水6-1199-8
りそな銀行	東村山支店	(042)393-1101	東村山市野口町1-3-1
	久米川支店	(042)393-2111	東村山市栄町2-8-20
西武信用金庫	東村山支店	(042)391-0301	東村山市栄町2-18-5
きらぼし銀行	久米川支店	(042)394-3711	東村山市栄町2-20-1
	久米川駅前支店	(042)392-1611	東村山市栄町2-20-1
	秋津支店	(042)393-9611	東村山市秋津町5-6-1
多摩信用金庫	秋津支店	(042)395-7221	東村山市秋津町5-35-23
	東村山支店	(042)396-5551	東村山市野口町1-11-17
	小平支店	(042)341-3131	小平市小川西町4-14-16
飯能信用金庫	東村山支店	(042)397-6060	東村山市野口町3-4-13
	清瀬支店	(042)495-2010	清瀬市上清戸1-9-32
	所沢東支店	(04)2998-4300	所沢市くすのき台1-10-3
武蔵野銀行	久米川支店	(042)393-7711	東村山市栄町1-5-28
山梨中央銀行	東村山支店	(042)395-4511	東村山市久米川町4-8-14
東京厚生信用組	小平支店	(042)343-0321	小平市美園町1-31-1